

超音波診断装置（日立製作所社製）
保守点検業務仕様書

京都市立病院におけるデジタル超音波診断装置（日立製作所社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

(1)超音波診断装置 SSD-F37

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 救急室

3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 契約条件

(1) 業務内容

ア 年1回の定期保守点検

イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を令和2年7月末までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。＊本契約の点検は平日の9時～17時の間とし、それ以外で点検を行なう場合は甲は乙に別途費用を支払う。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは速やかに（原則として当日中）出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、乙は無償で代替器を提供すること。

キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

- ア UST-9123N 探触子(本数制限無し)
- イ UST-5413N 探触子(本数制限無し)
- ウ UST-5299N 探触子(本数制限無し)
- エ 修理作業費
- オ 派遣費
- カ 諸経費
- キ 修理交換部品

(4) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

この本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

付表

【対象機器】	数量
超音波診断装置 SSD-F37	2